

ShikaTown

ししか

広報

INDEX

わが町の財政	2～3
まちかどルポ	10
ホットライン	12～13
情報パーク	17～18
生涯学習だより	20～22
健康カレンダー	23



花いっぱい
色と香りのさんぽ道

2010

4 月号

April

No.56

平成22年度 一般会計予算 決まる

123億8千万円

大型プロジェクトが終了し総額で前年度比20億7千万円を削減

平成22年度の志賀町一般会計予算は123億8千万円です。

昨年度当初予算対比で△20億7千万円と大幅に減額した予算となっています。

その要因としては、歳入で原子力発電所2号機大規模償却資産税の減や景気低迷による法人町民税の減少、国からの各種交付金の減額が大きく影響しています。

歳出では、当町の大型プロジェクトであったまちづくり交付金事業（高浜地区街路事業および西山台定住促進住宅地造成事業）、領家漁港整備事業などが終了したことや、国の公共事業の削減などで、投資的経費が大きく減額された、緊縮型の予算となっています。

今後は将来的な歳入の減額見込みを考慮し、財政負担の軽減を図るため、通常の義務的経費も抑制していくことが望ましいと考えており、継続的に行政改革を推進し、健全な財政運営を目指します。

今年度の主な事業

「町民自らの提案によるまちづくり事業」

公募などによる無報酬の委員16人以内で組織し、まちづくり事業を提案する事業です。

「住宅用太陽光発電システムの設置費用に係る補助事業」

住宅用太陽光発電システムを設置する町民に、最大28万円を補助する事業です。

「観光地魅力アップ事業」

蔵門園地内の施設整備。これまでに「世界一長いベンチ」、「ヤセの断崖の周辺整備」を行っています。

「統合小学校建設事業」

統合小学校建設資金として1億円の基金積立を行います。

「農業共同利用施設改修事業及び生産調整推進事業」

J A 志賀が事業主体として実施する共同利用施設の改修に計1,350万円。これまでに確立した生産調整への取り組みに対する事業への助成や有機栽培米の生産に対する助成などです。

用語解説

町税：皆さんから納めて頂いた税金です。

町債：大きな事業を行うために国や県、金融機関などから借り入れるお金です。

県支出金：特定の行政目的をもって、特定の事業・事業の全部または一部に充てるために県から支出されるお金です。

地方消費税交付金：県が徴収した税金の一部が町へ交付されるお金です。

地方譲与税：皆さんから頂いた国の税金の一部が一定の基準により町に譲与されるお金です。

地方交付税：国が徴収する税金の中から町の財政需要に応じて交付されるお金です。

諸収入：特定の歳入のための科目ではなく他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目です。

繰入金：他の会計や基金から収入として繰り入れる資金のことをいいます。

財産収入：公有財産のうち行政財産を除いた財産の貸付や運用等による収入です。基金運用利息などです。

分担金・負担金：町で行う特定の事業により特別の利益を受ける人から、その受益を限度として徴収するものです。例えば保育所の保育料などです。

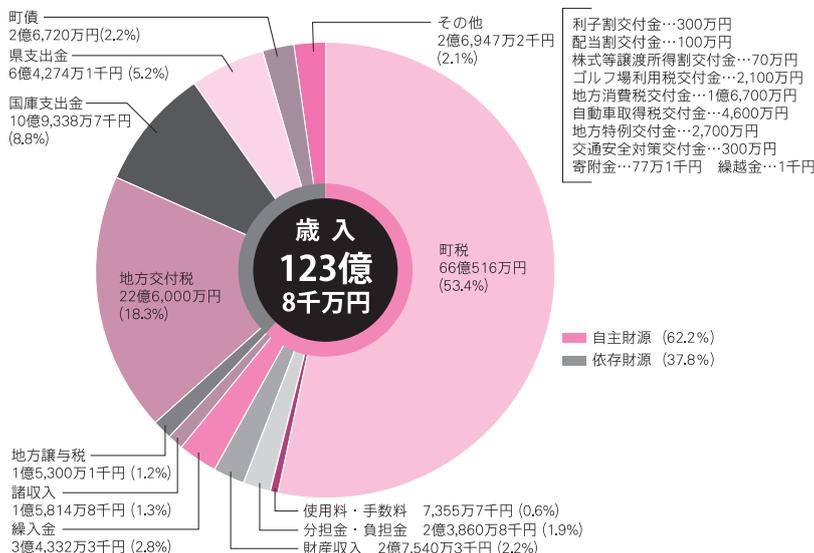
使用料・手数料：公の施設等の利用料金や特定の人に対する役務の対価などです。例えば施設の使用料金や住民票の写しの発行手数料などです。

国庫支出金：町が法令に基づき実施しなければならぬ事務や国と相互に利害関係のある事業などに対して、国が負担すべきものの総称です。負担金・補助金などがあります。

義務的経費：法令によりその支出が義務付けられている経費です。この比率が高くなると、町の財政が硬直化の恐れを示します。

消費的経費：経費支出の効果が、当該支出年度または極めて短期間で終わるものに支出される経費です。

投資的経費：社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費と災害復旧事業費からなっています。



自主財源とは町税など町が自主的に収入できる財源のことをいいます。

依存財源とは地方交付税や町債など自主財源以外の財源のことをいいます。

予算総額 227億5,052万5千円 (▲10.5%)

特別会計

特別会計	予算等金額 ※()は前年度比
国民健康保険特別会計	28億459万1千円 (▲0.7%)
老人保健特別会計	385万7千円 (▲56.6%)
後期高齢者医療特別会計	3億1,803万7千円 (▲3.7%)
農業集落排水事業特別会計	8億5,119万4千円 (▲2.6%)
公共下水道事業特別会計	8億9,688万円 (▲37.5%)
地域し尿処理施設整備事業特別会計	4,046万6千円 (▲19.6%)
簡易水道事業特別会計	1,771万7千円 (▲3.1%)
介護保険特別会計	24億3,395万1千円 (▲0.9%)
町立診療所事業特別会計	1億5,781万3千円 (▲11.1%)
ケーブルテレビ事業特別会計	2億3,748万3千円 (▲6.1%)

一般会計

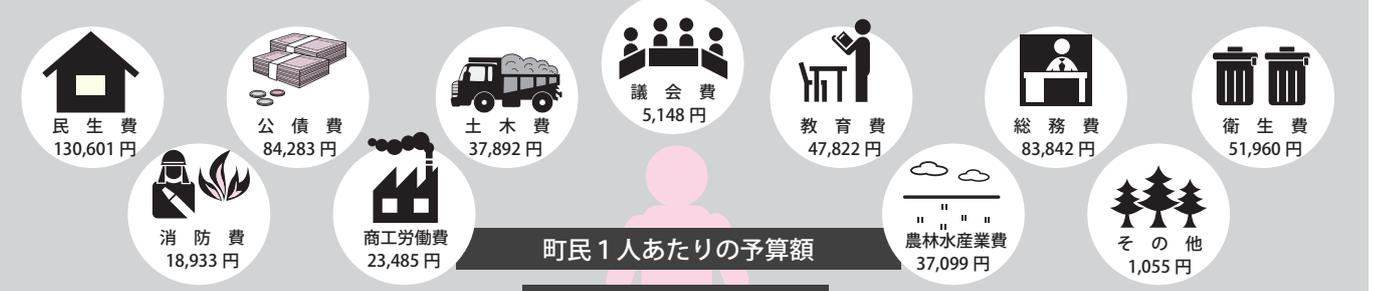
一般会計	予算等金額 ※()は前年度比
一般会計	123億8千万円 (▲4.3%)

企業会計

企業会計	予算等金額 ※()は前年度比
水道事業会計	12億4,898万7千円 (▲5.4%)
町立富来病院事業会計	13億5,954万9千円 (▲1.8%)

特別会計・企業会計は特定の事業や資金など、一般会計と区別して経理する必要がある会計です。

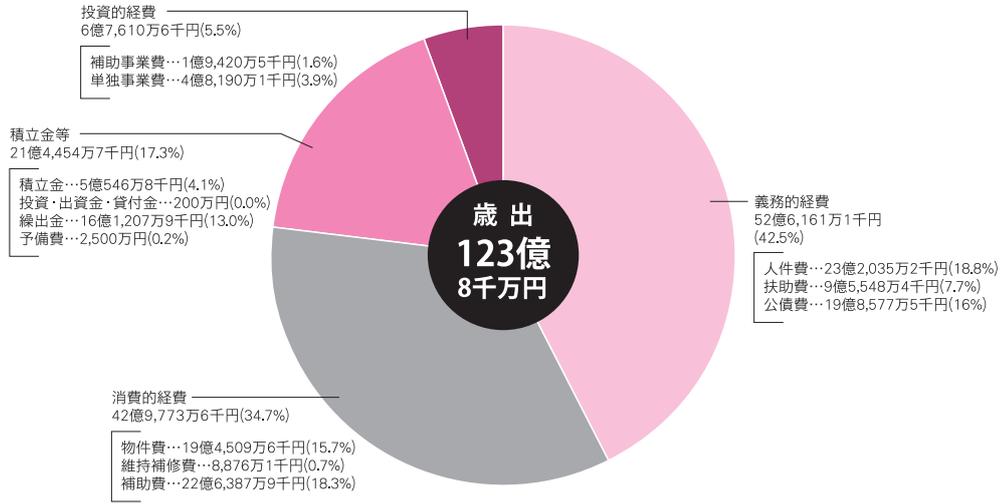
一般会計 52万2,120円



特別会計・企業会計 43万7,373円



(平成22年3月1日現在の人口23,711人で計算)



志賀町国民健康保険税の

税率が統一されました

志 賀町の国民健康保険税（国保税）は、合併時の急激な負担の変化や

十分な検討時間を確保する必要性などから、不均一課税となっていました。

合併して5年目を迎え、旧町ごとに異なる状態を解消し、税負担の公平を図るため、医療分と介護分の税率を下記のように改正しました。

今回の改正の特徴は、被保険者数の多い世帯および所得が少なく固定資産税の多い世帯の負担の軽減を考慮した形を取っています。

国保税率はその年の医療費を予測し、その医療費から国保加入者の自己負担額と国や県の負担金を除いた分をまかなえるように決定します。

高齢化が急速に進む中、医療機関などでの受診回数の増加、高度医療技術の進展などの要因も重なり、国保が医療機関へ支払う医療費も年々増加しています。

国保財政を健全に運営するため給付と負担の公平化を図れるよう、被保険者の皆さんにはこれらの趣旨をご理解いただき、国保税の納付にご協力をお願いします。

		改正前		改正後	
		平成21年度まで		平成22年度から	
		志賀地域	富来地域	全地域	
医療分	所得割	5.5%	6.9%	6.5%	
	資産割	32%	45%	20%	
	均等割	25,000円	30,000円	25,000円	
	平等割	30,000円	35,000円	31,000円	
後期高齢者支援金分	所得割	1.7%		1.7%	
	資産割	4.5%		4.5%	
	均等割	6,200円		6,200円	
	平等割	7,200円		7,200円	
介護分	所得割	0.66%	0.56%	1.2%	
	資産割	5%	4.7%	4.5%	
	均等割	6,100円	5,500円	6,700円	
	平等割	4,000円	3,300円	5,800円	

① 所得割

収入から必要経費を除いた後の所得を基に計算される税額

平成21年中の（総所得金額－基礎控除額33万円）×税率

② 資産割

固定資産税の額を基に計算される税額

平成22年度の（土地・家屋にかかる固定資産税額）×税率

③ 均等割

国保に加入している家族1人当たり定額でかかる税額

④ 平等割

1世帯当たり定額でかかる税額

※①～④を「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」にそれぞれ当てはめ、これらを組み合わせ計算した合計額が1年間の国民健康保険税額になります。

なお、「介護分」は、40歳から64歳までの人が対象です。

シリーズ第1回

国民健康保険 Q&A

～資格手続き・保険証について～

Q 国民健康保険（国保）ってなんですか

A 国民は、だれでもどこかの健康保険に入らなければならない（国民皆保険制度）ことになっています。国保は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入している人、生活保護を受けている人以外のすべての人が加入する保険です。

Q 会社を退職したので国保に入りたいと思っています。どうすればよいですか

A 印鑑、退職証明書または離職票を持参して届出してください。65歳未満で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）年金をもらっている人は、年金証書も持参してください。（退職者医療制度に該当します。）

Q 就職して勤務先の健康保険に加入しました。問題はありませんか

A 勤務先から国保への連絡はないので、国保をやめるには必ず届出が必要です。そのままにしておくとも国保税がかかったままになります。資格の切れた国保の保険証を使えば、国保から負担した医療費（7割または8割）をあとで返していただくこととなりますので、職場の保険証ができたらすみやかに届出してください。届出には印鑑、国保の保険証と勤務先の保険証を持参してください。

Q 子どもが就学のため町外に住所を移すことになったのですが、志賀町の国保にそのまま加入できますか

A 加入できます。就学中の被保険者の特例に基づき、別途に保険証を交付します。親元の国保の保険証と印鑑、お子さんの在学証明書（または学生証のコピー）を持参し、手続きしてください。

Q 外国人なのですが、国民健康保険に加入できますか

A 原則外国人登録をしており、適法に在留期間1年以上であれば強制加入となります。しかし、旅行者な

どの短期滞在者（在留期間1年未満）の場合は、加入することができません。加入資格要件などの詳細については、住民課までお問い合わせください。

Q 保険証を失くしたので再交付するのには何が必要ですか

A 印鑑と運転免許証など本人であることが確認できるものを持参して手続きしてください。

家の外で失くした場合は、近くの交番へ必ず紛失届を出してください。

Q 高齢受給者証について教えてください。

A 高齢受給者証は、70歳以上75歳未満の人に交付されます。所得に応じた医療費の自己負担割合が記載されています。大切に保管し、お医者さんにかかるときは、保険証と一緒に提示してください。高齢受給者証は、70歳の誕生日の月末に住民課から郵送され、翌月（1日生まれの人はその月）から使用できます。

Q 保険証が使えないのはどんなときですか

A 次のような場合には、国保の保険証を使うことができません。

健康診断、予防接種、美容整形、正常な妊娠・出産、歯ならびの矯正など病気やケガとみなされないとき。

仕事上での病気やケガ（労災保険が適用されるとき）。

ケンカや故意による病気やケガは、給付が制限されます。

Q 職場（会社など）の健康保険の扶養家族に入れるのはどのような場合ですか

A 本人の年収が130万円未満（60歳以上および身障者は180万円未満）で職場の健康保険加入者の収入によって生計をたてている人は扶養家族として認められます。年収の基準は変わる場合がありますので、加入している社会保険にお問い合わせください。

国保に関する届出や申請手続きは、住民課または富来支所総合窓口へ

お問い合わせ 志賀町住民課

国保年金担当 32・9121（直通）

町内IP 8・32・9121